



鳥労基発 0111 第 3 号
令和 6 年 1 月 1 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和 5 年 4 月 24 日最終改正。）により示しているところですが、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 34 条の 2 の 4 第 4 号（令和 6 年 4 月 1 日以降は第 5 号）の「適用される法令」の記載内容を明確にするために改正され、労働安全衛生法施行令第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和 5 年厚生労働省告示第 304 号）については、令和 5 年 11 月 9 日に告示され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたところです。

今般、その改正の内容等について、別添のとおり令和 6 年 1 月 9 日付け基安化発 0109 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

